

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を令和元年7月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年7月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年7月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鹿屋市複合店舗

鹿屋市王子町3973番3 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

その他未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年3月9日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,387平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 147台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 50台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設1 建物東側 100平方メートル

荷さばき施設2 建物西側 45平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 14立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地南側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 24時間

荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和元年7月8日